

www.pwc.com/vn

PwC Vietnam Newsletter

2019年 第4四半期

ご一読ください……

本書は、ベトナムにおける税金、関税および法律の草案に関する動向、新たな裁定およびその他の法的文書を要約して、定期的に配信するものです。ベトナムでトレンドとなっている問題やそれらが貴社のビジネスへどのような影響を与えるか、ご一読ください。

目次

- 1 [施行された新たな法令および規制](#)
- 2 [2019年第4四半期に公表された規制案](#)
- 3 [2019年第4四半期の注目すべき裁定](#)
- 4 [2019年第4四半期発行のPwC News Briefs](#)

(注)本書は、PwC Vietnamが2020年2月25日にリリースしたNews Briefの日本語翻訳版です。本書に含まれる記述が最新の法規制等を前提としているものではないことにご留意ください。



www.pwc.com/vn

目次

内容	ページ
1. 施行された新たな法令および規制	4
• 2019年後半に可決された法令	4
• 改正労働法	4
• 2020年1月以降の地域別最低賃金の引き上げ	4
• ベトナムにおけるAHKFTAに基づく原産地規則の発効	5
• 税関コンプライアンスに関する企業評価の新たな規制	5
• 輸入化粧品に関する新たな規制	5
• 韓国とベトナム間の租税条約を改正する第2議定書	5
2. 2019年第4四半期に公表された規制案	6
• 2014年企業法の改正法案	6
• 税関違反の行政罰に関する政令草案	7
• 利息に関する移転価格規制草案	7
• CITに関する通達草案	7

目次

内容	ページ
3. <u>2019年第4四半期の注目すべき裁定</u>	9
• <u>支店は税関AEO制度の対象外となる</u>	9
• <u>銀行口座の未通知は税金還付請求の拒否要件とならな い</u>	9
• <u>税務当局から要請された場合にのみ電子インボイスの 使用が必須となる</u>	9
• <u>承認決定がある場合のみ土地補償金はPIT免除となる</u>	9
• <u>一般企業から輸出加工企業（EPE）に変更する場合、 税務申告は不要</u>	9
• <u>租税条約適用における不動産の決定の指針</u>	9
• <u>ソフトウェア製造証明書の発行に関する指針</u>	10
4. <u>2019年第4四半期発行のPwC News Briefs</u>	11

1. 施行された新たな法令および規制

2019年後半に可決された法令

第14期第8回国会が、2019年10月および11月に開催され、下記を含む11本の法案が可決されました。

- 改正労働法 第45/2019/QH14号
- ベトナムにおける外国人の入出国・経由・居住法 第51/2019/QH14号
- 改正証券法 第54/2019/QH14号
- 国家会計検査法 第55/2019/QH14号

これらの新法および改正法は、2021年に施行予定の改正労働法および改正証券法を除き、すべて2020年に施行される予定です。

加えて、当国会において、納税義務を履行できない納税者のための税金債務の処理に関する決議 第94/2019/QH14号が可決されました。

当第8回国会で可決される予定となっていた投資法、企業法、健康診断法および土地法の改正については、次回2020年度国会まで延期となりました。

改正労働法

国会において改正労働法が可決されました。

改正労働法の要点につきましては、以下のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/2020/200114-pwc-vietnam-legal-newsbrief-labour-code.pdf>

2020年1月以降の地域別最低賃金の引き上げ

政府は、2020年1月1日より施行される新たな最低賃金に関する政令90を2019年11月に公布しました。

これにより、2020年1月以降の最低賃金（月額）は以下の通り引き上げられます。

- 地域I : VND 4,420,000 (VND 4,180,000より5.7%増)
- 地域II : VND 3,920,000 (VND 3,710,000より5.7%増)
- 地域III : VND 3,430,000 (VND 3,250,000より5.5%増)
- 地域IV : VND 3,070,000 (VND 2,920,000より5.1%増)

詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/2019/pwc-vietnam-legal-newsbrief-decree-90.pdf>

1. 施行された新たな法令および規制

ベトナムにおけるAHKFTAに基づく原産地規則の発効

商工省は、通達 第21/2019/TT-BTCに基づくASEAN・香港自由貿易協定に定められた原産地規則を合法化しました。

AHKFTAの主要な原産地基準には、WO、PE、RVC、CTC（CC、CTH、CTSH）およびSPが含まれ、これらは他の自由貿易協定で定められたものと非常に類似しています。

通達21は2019年12月23日に施行されました。

税関コンプライアンスに関する企業評価の新たな規則

2019年11月15日、財務省は新たなリスク管理体制を規定する通達 第81/2019/TT-BTCを公布しました。

通達81においては、輸出入活動を行う企業、通関業者、国際郵便事業者、倉庫・港湾・空港運営事業者のリスク評価は10段階のうちの9としています。

税関リスク評価は、通関後の監査の選定および輸出入業者が行う税関申告のチャネル（すなわち、緑・黄・赤レーンへの配分）に影響を与えます。

通達81は2020年1月1日に施行されました。

輸入化粧品に関する新たな規制

保健省（以下“MOH”）は、化粧品の管理に関する改正通達 第32/2019/TT-BYTを公布しました。通達32に基づき、化粧品の輸入者がMOHに化粧品の品質通知書を提出する場合、CPTPP加盟国からの化粧品については自由販売証明書（CFS - Certificate of Free Sale）を提出する必要はありません。

新たな化粧品の品質通知書のテンプレートも導入されました。

通達32は2020年2月1日に施行されました。

韓国とベトナム間の租税条約を改正する第2議定書

11月下旬に、韓国とベトナム間の租税条約を改正する第2議定書が締結されました。本議定書が公開され次第、変更内容について更新させていただきます。

2. 2019年第4四半期に公表された規制案

上述の新たな法令および規制の施行に加えて、各種規制草案が2019年第4四半期に公表されました。

2014年企業法の改正法案

本改正法案は、2019年10月に国会に提出され、次回2020年度国会で可決される予定です。2014年企業法の主な改正案は以下の通りです：

- 企業の管理者に関する情報変更 [例：社長（General Director）またはDirectorの個人情報]の報告手続および会社の印鑑登録手続の廃止
- 企業登録申請フォームのオンライン申請の奨励
- 以下は、有限責任会社に関する条項の改正案の一部です：
 - ✓ 社長（General Director）の経営管理に関する専門的な経験および資格要件の廃止
 - ✓ 一人有限責任会社における監査役設置要件の廃止（国営企業を除く）
 - ✓ 現行の「出席者の過半数の賛成」に加え「議決権の過半数を有する参加者の賛成」での社員総会決議の可決が可能
 - ✓ 一人有限責任会社の場合、法定代理人のうちの少なくとも一人は、会社の会長/社員総会の会長、または社長（General Director）のいずれかである必要がある
 - ✓ 一人有限責任会社の所有者は、会社の会長である
- 以下は株式会社に関する条項の改正案の一部です：
 - ✓ 取締役会への候補者の推薦に際し、普通株式の6ヶ月間以上継続保有要件の廃止
 - ✓ 株主総会の権利追加（例）：
 - 取締役および監査役の報酬の決定、取締役会および監査役会の予算の決定
 - 内部管理規程、取締役会および監査役会の運用規程の承認
 - 独立会計監査人の選任の承認

2. 2019年第4四半期に公表された規制案

- ✓ 株主は1人また複数の代理人に株主総会への出席を委任できる。委任状は、（会社が発行するフォームまたはテンプレートではなく）民法に従って作成されなければならない、保有する授権株式数を明記しなければならない。
- ✓ 取締役会決議の停止または取消しの裁判所への要請や、取締役会またはGDに対する訴訟の提起などの特定の株主の権利を行使する際の株式保有期間要件（例：6ヶ月または1年）の廃止および最低保有要件の引き下げ（10%から1%）
- 組織再編に関しては、本草案により、会社分割や事業分離の際の柔軟性が高まり、民間企業を直接株式会社に変更できるようになります（現行規制上は、民間企業は一度有限責任会社に変更してから、株式会社に変更する必要があります）。

税関違反の行政罰に関する政令草案

財務省は、意見を求めるために税関違反の行政罰に関する政令草案をウェブサイトに掲載しました。

本草案では、製造設備の通知や年次報告書に関する違反が導入されている点が特徴的です。

利息に関する移転価格規制草案

財務省は2019年12月に、移転価格税制に関する政令20で規定されている支払利息の損金算入限度額の変更を提案する政令案を公表しました。

本件については、以下リンクのPwC News Briefをご参照ください。

<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/191220-decree-20.html>

CITに関する通達草案

財務省は2019年11月に、CITに関する通達草案を公表しました。この新たな通達は、既存のCITの通達およびその他の実施規則に置き換わるものであり、2020年に発効することが提案されています。注目すべき変更案は以下の通りとなります:

- 更正課税額の損金算入

事業活動に関連する、更正課税額 (CIT以外の税金に関連するものを想定) およびその他の国家予算の徴収は、かかる税金および徴収の支払年度において損金算入可能となります。現行規制上、上記のような更正課税額の取扱いについて明確に規定されておられません。そのため、これは納税者にとって有利な変更となります。

- M&A取引の時期

M&A取引の時期は売買契約が有効となった時点と定義されています。これは資本譲渡税に関する申告書の提出期限に影響を及ぼします。

2. 2019年第4四半期に公表された規制案

- CITインセンティブに関する変更案
 - ✓ 自動車製造業に対して、特に、座席数が24席未満の自動車の製造にCITインセンティブが付与されるという、前向きな変更案が提案されています。
 - ✓ 企業が新たな事業活動に従事しているが、資本または資産の増加がない場合、そのような活動から得られた所得は、CITインセンティブの対象となりません。これは、現行のCIT規制において明確化されていない、追加の事業活動を行う際の企業の共通の懸念に対応したものであり、また、財務省とGDTによって発行された直近のオフィシャルレターにおける指針を公式化するものです。
 - ✓ インセンティブ対象事業およびインセンティブ非対象事業の両方を行っている企業において、収益および費用の比率に基づく配分方法が削除されています。これにより、個別の記録を保持するという点において、コンプライアンス上の負担がさらに増えることとなります。
 - ✓ 特定の事業再編後の存続企業が、インセンティブの資格に関する条件を依然として満たしている場合、残余期間のインセンティブを引き継ぐことができます。しかし、このような企業は「新規投資プロジェクト」としてのインセンティブを受けることができません。この原則は、他の企業から投資プロジェクトを取得する企業にも適用されます。
 - ✓ 事業拡張に関連するいくつかの（再）修正があるため、納税者は投資または事業拡張の意思決定を行う前に、適用可能な税務上の優遇措置を慎重に検討する必要があります。

財務省は、上記に関するパブリックコメントを求めています。

3. 2019年第4四半期の注目すべき裁定

支店は税関AEO制度の対象外となる

支店は従属ユニットであり、独自の口座にて独立して取引を行うことはありません。従って、税関総局の見解では、支店はベトナムにおける税関の優先企業制度（またはAEO制度）の適用が認められません。

(2019年12月25日付 GDC発行のオフィシャルレター 第7963/TCHQ-KTSTQ)

銀行口座の未通知は税金還付請求の拒否要件とならない

GDTは、過去の裁定を参照し、売手または買手が銀行口座情報を税務当局に未通知であるという事実は、税金還付請求を拒否する根拠にはならないと述べています。

会社が銀行口座情報を速やかに通知すれば（税務調査の決定が発表された後でも）、依然として申し立ては考慮されます。

(2019年8月13日付 GDT発行のオフィシャルレター 第3216/TCT-CS)

税務当局から要請された場合にのみ電子インボイスの使用が必須となる

2020年10月までの移行期間中、電子インボイスの使用の要請通知が発行されない場合、企業は既存のインボイスを引き続き使用することができます。

(2019年11月18日付 GDT発行のオフィシャルレター 第4707/TCT-CS)

承認決定がある場合のみ土地補償金はPIT免除となる

通達 92/2015/TT-BTCによると、土地補償金はPITの課税対象外ですが、国家機関による承認が必要となります。企業が当局に承認されていない契約に基づいて土地補償金を交渉した場合、受取人の収入はPIT課税所得から除外されません。

(2019年11月19日付 GDT発行のオフィシャルレター 第4741/TCT-DNNCN)

一般企業から輸出加工企業（EPE）に変更する場合、税務申告は不要

企業がEPEに変更した場合、企業形態、所有権、タックスコードが同じであれば、企業は変更までの期間に関する税務申告を行う必要はありません。

(2019年11月27日付 GDT発行のオフィシャルレター 第4885/TCT-KK)

租税条約適用における不動産の決定の指針

GDTは、ベトナム企業の直接譲渡に関する資本譲渡税の免除を申請するための、ベトナムとシンガポール間租税条約の適用について、ハノイ当局に指針を提供しました。

GDTは、租税条約の第2次改正議定書を参照し、ベトナム企業の価値の50%以上が直接的または間接的にベトナムの不動産で構成される場合、ベトナムは課税権を有するとしています。

本書簡において、GDTは、ベトナム企業が工場に設置された機械設備を有し、長期にわたり継続的かつ安定的に稼働している場合、当該機械設備は工場と一体となって生産目的の工場を形成すると主張しています。したがって、租税条約の適用において、不動産割合を決定する際、これらの資産は「不動産」とみなされます。

3. 2019年第4四半期の注目すべき裁定

当該オフィシャルレターは、税務当局が租税条約における特典享受の適用について厳しい見方を示していることを示唆しています。

(2019年8月27日 GDT発行のオフィシャルレター 第3402/TCT-HTQT)

ソフトウェア製造証明書の発行に関する指針

情報通信省（以下”MIC”）は、税務上の優遇措置の適用を目的としたソフトウェア製造の確認の要請に関して、MICが発行した通達16/2014および政令218/2013のいずれにおいても、当局が当該ソフトウェア製造証明書を発行する必要はないと規定している旨のオフィシャルレター3977を2019年11月7日に発行しました。このため、MICは、ソフトウェア製造に関する企業からの認証依頼を拒否しました。

MICは、上記の代替として、税務当局が通達16を参照して税務上の優遇措置に対する企業の資格を評価する必要があること、およびソフトウェア製造に関する説明責任は企業にあることを主張しました。

なお、通達16を改正する提案の草案もあり、当該草案においては、MICおよび税務当局の確認を得ることを納税者に要求しています。

(2019年11月7日付 MIC発行のオフィシャルレター 第3977/BTTT-CNTT)

4. 2019年第4四半期発行のPwC News Briefs

第4四半期に発行した当社のNews Briefのダウンロードについては、以下のリンクをご参照ください。

- Draft decree on customs management of cross-border e-commerce activities - 2019年10月11日
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/191011-customs-management.html>
- New Circular on e-invoicing - 2019年10月12日
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/191021-e-invoices.html>
- Proposed amendment on the cap ratio ruling of interest expenses under Decree 20 - 2019年12月4日
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/191204-decree20.html>
- Draft decree on transfer pricing – changes to the cap on interest deductibility - 2019年12月20日
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/news-brief/191220-decree-20.html>
- The New Labour Code
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/2020/200114-pwc-vietnam-legal-newsbrief-labour-code.pdf>
- New regional minimum salaries - 2020年1月
<https://www.pwc.com/vn/en/publications/2019/pwc-vietnam-legal-newsbrief-decree-90.pdf>

連絡先

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。詳細につきましては、お問い合わせ下さい。

ホーチミン事務所

Nguyen Thanh Trung

タックスパートナー

電話: +84 28 3824 0103

携帯: +84 903 003 847

Eメール: nguyen.thanh.trung@pwc.com

Richard Irwin

タックスパートナー

電話: +84 28 3824 0117

携帯: +84 903 037 751

Eメール: r.j.irwin@pwc.com

ハノイ事務所

Nguyen Huong Giang

タックスパートナー

電話: +84 24 3946 2237

携帯: +84 979 001 783

Eメール: n.huong.giang@pwc.com

www.pwc.com/vn



facebook.com/pwcvietnam



youtube.com/pwcvietnam



linkedin.com/company/pwc-vietnam

PwCベトナムの目的は、社会からの信頼を得て、重要な問題を解決することです。我々は、世界157カ国において276,000人以上のスタッフを擁し、保証サービス、アドバイザー、税務および法務サービスを提供するPwCネットワークのメンバーです。さらなる情報につきましては我々のウェブサイトをご参照ください。

www.pwc.com/vn

©2020 PwC (Vietnam) Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further structure.